





表 1 ファインバブルの期待される利用例

|                    |                      |                          |                 |
|--------------------|----------------------|--------------------------|-----------------|
| FB の効果             | 環境・洗浄                | 農業・水産業                   | その他             |
| 付着物質の剥離            | トイレ洗浄(空気)、<br>家庭用洗濯機 |                          | 精密剥離<br>洗顔      |
| 気体(空気以外<br>もあり)の封入 | 排水処理(酸素 オゾン)         | 農作物育成(空気、酸素)<br>魚の養殖(酸素) |                 |
| 生理活性               |                      |                          | 気泡風呂<br>シャワーヘッド |

表2 主な出来事

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 2012 年   | 一般社団法人ファインバブル産業会(FBIA)設立                             |
| 2013 年   | 国際標準化機構(ISO)に専門委員会 TC281(ファインバブル技術)新設                |
| 2015 年   | FBIA 製品認証・登録制度の開始                                    |
| 2017 年   | ISO20480-1 ファインバブル技術ーファインバブルの使用及び測定的一般原則ー第 1 部:用語 発行 |
| 2021 年初頭 | ISO 規格 13 規格発行 8 規格開発中<br>JIS 規格(TS も含め) 3 規格        |

表 3 FBIA の登録・認証制度の概要

|            |                    | 試験方法            | 試験実施主体<br>(利用試験所)<br>の限定 | 製品生産プ<br>ロセス評価 | 認証の対象                 |
|------------|--------------------|-----------------|--------------------------|----------------|-----------------------|
| 製品登録<br>制度 | 製品サービス<br>登録制度     | 申請企業の<br>測定方法   | 要求事項無し<br>(申請者)          | 書類、現地<br>審査    | 製品に認証マークつけ<br>ること容認   |
| 製品認証<br>制度 | 製品型式特性<br>認証制度(1a) | FBIA 規格<br>測定方法 | 申請者が指定<br>試験ラボで実施        | 無し             | サンプルに認証マーク<br>つけること容認 |
|            | 製品性能認証<br>制度(1b)   | FBIA 規格<br>測定方法 | 申請者が指定<br>試験ラボで実施        | 書類、現地<br>審査    | 製品に認証マークつけ<br>ること容認   |

表 4 認証等の実績件数

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 制度                 | 指定・登録・認証の<br>件数 |
| 指定試験ラボ             | 3 試験所           |
| 製品登録               | 11 製品・サービス      |
| 製品型式特性認証<br>制度(1a) | 5 製品・サービス       |
| 製品性能認証制度<br>(1b)   | 1 製品・サービス       |

国際標準化機構(ISO)に日本を幹事国とし、農業分野でも水耕栽培などの実績はある。しかしこのようなB to B分野では、B to Cの消費者対象ではファインバブル技術のまがい物の排除が困難であることは容易に想像がつく。ファインバブル技術の認知と利用を国際的に広げるために、標準化により評価方法及びその利用方法を確立するだけでなく、消費者が対象である市場では認証を通じて製品の正当な認知を図ることが必要である。

(以下FBIA)が設立された。表2にそれ以降のごく簡単な年表をあげたが、標準化だけではなく、認証活動においても順調に開始されている。

この年表にあるように、2013年には、国際標準化機構(ISO)に日本を幹事国とし、農業分野でも水耕栽培などの実績はある。しかしこのようなB to B分野では、B to Cの消費者対象ではファインバブル技術のまがい物の排除が困難であることは容易に想像がつく。ファインバブル技術の認知と利用を国際的に広げるために、標準化により評価方法及びその利用方法を確立するだけでなく、消費者が対象である市場では認証を通じて製品の正当な認知を図ることが必要である。

2012年に設立されたFBIAは、ISO TC281の国内審議委員会で、Aタイプとして製造・サービスの工程中に、図2にあるように試験方法等の標準化に関する独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)国際評価技術本部国際規格課ファインバブル室と協力関係にある(同図)。装置を製造する場合や、FB発生装置を組み込んだ製品の場合であり、ノズル、シャワーヘッド、FB発生装置、洗浄装置、FB発生装置付き製品などがある。

最後にCタイプとして、ファインバブルの特性を利用するために、ファインバブルを製品に含ませる場合があり、ファインバブル含有飲料、水・スポーツドリンク、ファインバブルが含まれている食品や工業製品等があげられる。

現在、ファインバブルの試験方法は、製品のサンプルング方法、試験方法などが次々にFBIA規格、ISO規格、あるいはJISへ規格、あるいはJISへの提案がなされているといはうものの、このように多岐にわたる認証対象に適した認証基準や評価方法を確立には、どうしても時間がかかり、製品に関する技術開発との間に遅れを生じる。FBIA認証においては表3にあるようにかなり柔軟な態勢が整えられている。

まず、試験ラボの指定

お知らせください  
この「特集」ときょうの計量は隔月(偶数月)に発行し、東京都計量協会の会報に代わるものとして全会員に配布しております。会員皆様のご投稿・ご意見・ご質問のほか、各部会等の動きなど是非お寄せ下さるよう、ご支援をお願いいたします。

【編集委員(50名順)】  
▽石井康二▽伊藤信男▽高田慎吾▽高松宏之▽竹内芳和▽竹添雅雄▽田中正憲▽奈良広一▽山本研一▽横山守二▽吉田勝一(一社)東京都計量協会  
☎03-6666-8960

現在、このシリーズでは、新しい技術が市場で認知され、安心して広く使われることを推進するために認証を利用する例を何回かにわたって紹介

現在、このシリーズでは、新しい技術が市場で認知され、安心して広く使われることを推進するために認証を利用する例を何回かにわたって紹介

現在、このシリーズでは、新しい技術が市場で認知され、安心して広く使われることを推進するために認証を利用する例を何回かにわたって紹介

現在、このシリーズでは、新しい技術が市場で認知され、安心して広く使われることを推進するために認証を利用する例を何回かにわたって紹介

現在、このシリーズでは、新しい技術が市場で認知され、安心して広く使われることを推進するために認証を利用する例を何回かにわたって紹介

現在、このシリーズでは、新しい技術が市場で認知され、安心して広く使われることを推進するために認証を利用する例を何回かにわたって紹介

『先端技術の認証ーその3ーファインバブル』  
筆者が原稿を書いている2月初頭は、世の中はゆるる新型コロナウイルスの第三波の感染拡大に対する緊急事態宣言中で、筆者がもしこの分野の専門家であったなら民間(任意)PCR検査機関の技能試験などが切実に気になっていたろう。ワクチンが見えて何とかなることが期待できる以上、その先を考えることが肝心である。消費生活の製品であるシャワーヘッドや気泡風呂あるいは洗濯機などを目にした読者もおられ

ファインバブルは国際標準化機構(ISO)規格で定義された用語であり、その泡のサイズによりウルトラファインバブルとマイクロバブルに分けられる。直径が1μm以上100μmの泡をマイクロバブルと呼び、直径が1μm未満の泡をウルトラファインバブルと呼ぶ。表1の中にはウルトラファインバブルの場合のみに起る効果がある。マイクロバブルが含まれる溶液は白濁してすぐに分かるが、ウルトラファインバブルは透明であるため、一目ではそれと分からない。従って、表1の「ファインバブルの効能」をうたうシャワーヘッド

ファインバブルは国際標準化機構(ISO)規格で定義された用語であり、その泡のサイズによりウルトラファインバブルとマイクロバブルに分けられる。直径が1μm以上100μmの泡をマイクロバブルと呼び、直径が1μm未満の泡をウルトラファインバブルと呼ぶ。表1の中にはウルトラファインバブルの場合のみに起る効果がある。マイクロバブルが含まれる溶液は白濁してすぐに分かるが、ウルトラファインバブルは透明であるため、一目ではそれと分からない。従って、表1の「ファインバブルの効能」をうたうシャワーヘッド

ファインバブルは国際標準化機構(ISO)規格で定義された用語であり、その泡のサイズによりウルトラファインバブルとマイクロバブルに分けられる。直径が1μm以上100μmの泡をマイクロバブルと呼び、直径が1μm未満の泡をウルトラファインバブルと呼ぶ。表1の中にはウルトラファインバブルの場合のみに起る効果がある。マイクロバブルが含まれる溶液は白濁してすぐに分かるが、ウルトラファインバブルは透明であるため、一目ではそれと分からない。従って、表1の「ファインバブルの効能」をうたうシャワーヘッド

ファインバブルは国際標準化機構(ISO)規格で定義された用語であり、その泡のサイズによりウルトラファインバブルとマイクロバブルに分けられる。直径が1μm以上100μmの泡をマイクロバブルと呼び、直径が1μm未満の泡をウルトラファインバブルと呼ぶ。表1の中にはウルトラファインバブルの場合のみに起る効果がある。マイクロバブルが含まれる溶液は白濁してすぐに分かるが、ウルトラファインバブルは透明であるため、一目ではそれと分からない。従って、表1の「ファインバブルの効能」をうたうシャワーヘッド

ファインバブルは国際標準化機構(ISO)規格で定義された用語であり、その泡のサイズによりウルトラファインバブルとマイクロバブルに分けられる。直径が1μm以上100μmの泡をマイクロバブルと呼び、直径が1μm未満の泡をウルトラファインバブルと呼ぶ。表1の中にはウルトラファインバブルの場合のみに起る効果がある。マイクロバブルが含まれる溶液は白濁してすぐに分かるが、ウルトラファインバブルは透明であるため、一目ではそれと分からない。従って、表1の「ファインバブルの効能」をうたうシャワーヘッド

ファインバブルは国際標準化機構(ISO)規格で定義された用語であり、その泡のサイズによりウルトラファインバブルとマイクロバブルに分けられる。直径が1μm以上100μmの泡をマイクロバブルと呼び、直径が1μm未満の泡をウルトラファインバブルと呼ぶ。表1の中にはウルトラファインバブルの場合のみに起る効果がある。マイクロバブルが含まれる溶液は白濁してすぐに分かるが、ウルトラファインバブルは透明であるため、一目ではそれと分からない。従って、表1の「ファインバブルの効能」をうたうシャワーヘッド

ファインバブルは国際標準化機構(ISO)規格で定義された用語であり、その泡のサイズによりウルトラファインバブルとマイクロバブルに分けられる。直径が1μm以上100μmの泡をマイクロバブルと呼び、直径が1μm未満の泡をウルトラファインバブルと呼ぶ。表1の中にはウルトラファインバブルの場合のみに起る効果がある。マイクロバブルが含まれる溶液は白濁してすぐに分かるが、ウルトラファインバブルは透明であるため、一目ではそれと分からない。従って、表1の「ファインバブルの効能」をうたうシャワーヘッド

ファインバブルは国際標準化機構(ISO)規格で定義された用語であり、その泡のサイズによりウルトラファインバブルとマイクロバブルに分けられる。直径が1μm以上100μmの泡をマイクロバブルと呼び、直径が1μm未満の泡をウルトラファインバブルと呼ぶ。表1の中にはウルトラファインバブルの場合のみに起る効果がある。マイクロバブルが含まれる溶液は白濁してすぐに分かるが、ウルトラファインバブルは透明であるため、一目ではそれと分からない。従って、表1の「ファインバブルの効能」をうたうシャワーヘッド

ファインバブルは国際標準化機構(ISO)規格で定義された用語であり、その泡のサイズによりウルトラファインバブルとマイクロバブルに分けられる。直径が1μm以上100μmの泡をマイクロバブルと呼び、直径が1μm未満の泡をウルトラファインバブルと呼ぶ。表1の中にはウルトラファインバブルの場合のみに起る効果がある。マイクロバブルが含まれる溶液は白濁してすぐに分かるが、ウルトラファインバブルは透明であるため、一目ではそれと分からない。従って、表1の「ファインバブルの効能」をうたうシャワーヘッド

シリーズ

計量と適合性評価

(22)

長野計器  
技術顧問  
奈良広一

図1 ファインバブルの分類

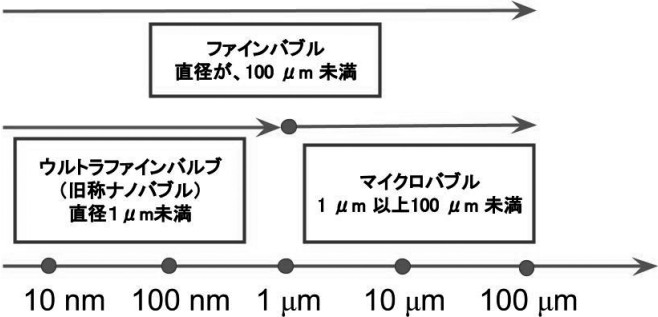
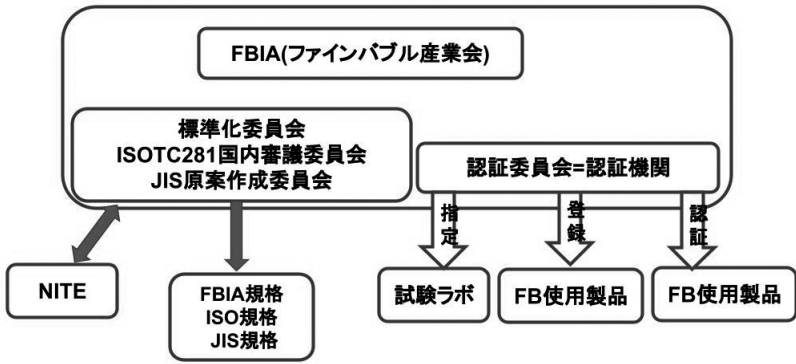


図2 FBIAの組織と外部機関との連携



制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

制度がある。これは制定済の試験方法や測定方法の実施能力とラボのマネジメントシステムにより指定される。FBIA試験規格、ISO規格、JISなどがまだ制定されていない製品・サービスにあっては登録制度が用意されている。この場合申請企業は独自の測定・評価方法で評価して申請して登録を受ける。

一方、FBIA試験規格、ISO規格、JISが存在する場合、申請に際して評価の試験は上記の指定試験ラボで実施することが要求される。その場合では2種類の認証が用意され、サンプルを評価して

計量器のデパート

新センサーSHSを搭載  
分銅内蔵  
電子天秤GXシリーズ  
ご用命は

温度・湿度のデータを記憶  
データロガー 記憶計  
SK-L200THIIa

簡単操作で塩分濃度、温度、濁度を測定  
塩分濃度計SK-5S

全国計量器販売事業者連合会・会員  
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-5-13  
電話 03-3241-1824・7016  
FAX 03-3241-3036

株式会社 三友産業社



【つぎよりの計量④】  
面のつぎ

部会・団体

だより

日本硝子計量器

工業協同組合

【2020年12月】

▽12月17日(木)理事会開催。11月理事会議事録確認、月次会計報告、経済産業省の特定水銀使用製品に関する申請関連について共有、水銀廃棄の件。日本計量機器工業連合会に「水銀ゼロJIS規格温度計」について相談。消費者庁に不当表示

にあたるかをwebで確認依頼を要請  
【2021年1月】  
▽1月22日(金)理事会開催。12月理事会議事録の確認、月次会計報告、組合創立70周年「70年の歩

み」の作成について、水銀廃棄の搬入日の決定と数量の再確認すること、経済産業省からの計測器関係についての窓口及び相談先の依頼を了承

東京計量士会

令和3年度に向けての事業活動について

会長 小林 悌二

令和2年、1月に新型コロナウイルスが日本でも感染の拡大が始まり、オリンピックの延期が決まり、さらに新年度の4月から5月にかけて緊急事態宣言が出され私達も経験したことのない事態になりました。その後も新型コロナウイルスの感染拡大の第二波、そして12月から1月の第

三波にあつては、感染者が全国的に7000人を超え、さらに感染が拡大している事態になり、政府も1月7日に1都3県に2回目の緊急事態宣言が発令され、さらに1週間後に7府県も加えられました。  
ところで、この1年、コロナ禍で当会を取り巻く情勢は2月に最後の出前計量教室が全国一斉休業のため中止になり、総会も文書決定となり新年度の事業の研修見学会や出前計量教室は実施できず、検査事業部会の一軸試験等については一部変更があったものの実施で

が立ち上がったものの自動はかりについては、一部検定が開始されていますが指定検定機関は立ち上がっておらず検定管理者の講習の有効期間が2年から5年に延長されています。また、自動はかりのJISの改正・公示が今年度中に行われる予定になっていますが、指定検定機関が新年度の4月頃までに指定されるのかその先行きが不透明な部分が多く懸念されることです。  
今後、新年度に向けてコロナ禍が早期に収束することを願いつつ、ステージ2程度であれば、

日本計量新報社公式ホームページ  
**計量計測データバンク**  
https://www.keiryoku-keisoku.co.jp  
計量計関連の関係法令、行政の動向、団体、企業、マーケットの動向などを、広く深く早く届ける。

福島県計量検定所

「県内一斉商品量目立入検査」を実施

不適正商品率1.8%、  
はかりの不適正台数率0%

福島県及び特定市(福島市、会津若松市、郡山市及びいわき市)は、7月と11月を「商品量目適正計量強化月間」として、商品の内容量が表記されたとおり適正に計量されているか確認するため、県内一斉に「商品量目立入検査」を実施している。  
2020年11月期は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染状況等を考慮し、各自治体において立入検査の実施について(実施時

期を含め)可否を判断した結果、県及び郡山市は立入検査を実施せず、福島市及びいわき市は実施時期を12月に変更して実施した。  
今期(令和2年11月～12月実施分)の検査結果は、次のとおり。  
■立入検査の概要  
▽実施期間…2020年11月25日から12月17日まで延べ10日間  
▽実施区域…県内3市(福島市・会津若松市・いわき市)

▽対象事業所…スーパーマーケット、食料品小売店等、計18事業所  
■商品量目の検査結果  
①検査数及び不適正商品の状況(検査主体「実施区域」、検査事業所数、不適正事業所数、検査商品個数、不適正商品個数、不適正商品率の順)  
▽県…実施せず  
▽特定市(3市) 18事業所、3事業所、1103個、20個、1.8%  
【合計】18事業所、3事業所、1103個、20個、1.8%  
※不適正事業所とは、検査商品個数に対する不適正商品個数の割合(不適正商品率)が5%を超えた事業所。  
※不適正商品とは、内容量の不足が、計量法に定

めめる許容誤差(量目公差)を超えている商品。  
②商品分類別の不適正商品の状況(商品分類、検査商品個数、不適正商品個数、不適正商品率の順)  
▽食肉類…329個、0個、0.0%  
▽魚介類…331個、15個、4.5%  
▽野菜類…129個、1個、0.8%  
▽惣菜類、その他…314個、4個、1.3%  
【合計】1103個、20個、1.8%  
③不適正商品の原因  
不適正商品20個の主な原因は、計量時における風袋量の設定誤り及び乾燥等の自然減量によるもの。パック商品のトレーやラップなどの包装、わさび等の添え物を「風袋」

というが、風袋は商品ではないので、内容量は風袋量を差し引いて計量しなければならない。また、乾燥等による自然減量や、はかりの操作ミス等による計量などにも注意が必要。  
④不適正商品のあった事業所への対応  
不適正商品のあった事業所に対しては、その原因を確認し再計量を指示するとともに、適正な風袋量の設定等、正確計量の励行について指導した。  
■使用している「はかり」の検査結果  
①検査数及び「はかり」の使用状況検査主体「実施区域」、検査事業所数、不適正事業所数、検査台数、不適正台数、不適正

台数率  
▽県…実施せず  
▽特定市(3市) 13事業所、0事業所、99台、0台、0.0%  
【合計】13事業所、0事業所、99台、0.0%  
②はかりの不適正な使用  
今回の検査では、はかりの不適正な使用は認められなかった。  
はかりは、水平に据え付けて使用しなければ適正な計量ができず、誤った計量をする原因になる。また、作業室の出入り口付近や空調設備の送風口付近で計量を行う場合は、風の影響にも注意が必要。  
③はかりの不適正な使用が認められた場合の対応  
不適正な状態ではか

十分な感染対策を行い出動はかりについては、一部検定が開始されていますが指定検定機関は立ち上がっておらず検定管理者の講習の有効期間が2年から5年に延長されています。また、自動はかりのJISの改正・公示が今年度中に行われる予定になっていますが、指定検定機関が新年度の4月頃までに指定されるのかその先行きが不透明な部分が多く懸念されることです。  
今後、新年度に向けてコロナ禍が早期に収束することを願いつつ、ステージ2程度であれば、

での使用を指導することにも指導することについて  
もに、はかりの使用環境の定期的な確認について

【場所】柏市消費生活センター  
【内容】体温計、体重計、血圧計、キッチンスケールの精度検査を無料で実施  
【結果】①申込者数…18人、②検査器数…74台  
【写真】上から体温計、体重計、料理秤の検査

【期間】令和2年10月26日(月)～11月30日(月)  
【場所】市役所本庁舎、日(金)27日(金)

支所他  
【内容】計量記念日全国統一ポスターの掲示  
◇家庭用計量器無料簡易検査  
【期間】令和2年11月13日(金)～27日(金)



LEDの点滅・ブザー音・5種類の画面表示で熱中症・季節性インフルエンザの目安をお知らせ！  
■壁掛け・卓上両用  
■温度測定範囲 -10.0～50.0℃  
■湿度測定範囲 20～90%  
警報付き  
熱中症&インフルエンザ予防目安計 CR-1200  
家庭用温度計・湿度計・不快指数計の専門メーカー  
**株式会社クレセル**  
http://crecer.jp  
本部事業部 TEL.0475-88-3870 FAX.0475-88-3874  
東京営業所 TEL.03-3953-5363 FAX.03-3952-8858  
大阪出張所 TEL.06-6246-7761 FAX.06-6246-7761

株式会社 大正天びん製作所  
各種分銅  
JIS 認証取得  
JCSS 校正  
トレーサビリティ  
JIS 規格 (JIS B 7609) をベースに国家標準と国際標準へのトレーサビリティ体制を確立  
JISマーク付き円筒分銅始めました。お気軽にご相談下さい。  
〒304-0031 茨城県下妻市高道祖4219-72 [FAX] 0296-43-8150 [E-mail] info@taisho-balance.co.jp [URL] http://www.taisho-balance.co.jp

株式会社 大正天びん製作所  
各種分銅  
JIS 認証取得  
JCSS 校正  
トレーサビリティ  
JIS 規格 (JIS B 7609) をベースに国家標準と国際標準へのトレーサビリティ体制を確立  
JISマーク付き円筒分銅始めました。お気軽にご相談下さい。  
〒304-0031 茨城県下妻市高道祖4219-72 [FAX] 0296-43-8150 [E-mail] info@taisho-balance.co.jp [URL] http://www.taisho-balance.co.jp